

「新しい生活様式」におけるエコプラザ用賀の利用者ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急事態宣言の解除や東京都の施設休業要請等の緩和を踏まえ、「新しい生活様式」におけるエコプラザ用賀の利用に当たって、利用者が遵守すべき事項について定めるものです。なお、本ガイドラインは東京都の休業要請等の緩和ステップ等の状況に応じ、適宜変更するものとします。

1 基本的事項

区民利用施設の利用者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密閉（換気の悪い密閉空間）・密集（多数が集まる密集場所）・密接（間近で会話や発生をする密接場面）といういわゆる3つの「密」を避け、手洗い・手指消毒・マスクの着用など、「新しい生活様式」における感染防止策を遵守して施設を利用するものとします。

2 利用者が遵守すべき感染防止策

利用人数の制限

混雑した場合は、職員の判断により入場制限を行います。リユース室については、15人を超える場合は入場制限を行います。

人と人との間隔を空けた利用

人と人との間隔を2m（最低1m）空けて利用してください。

大きな声での会話の制限

大きな声での会話等は控えてください。

飲食の禁止

飲食を伴う利用（料理講習室において料理を行うことを含む。）は、当面の間、禁止します。

* 熱中症予防のための水分補給は除きます。

体調不良者等の利用禁止

以下に該当する場合は利用を控えてください。

ア 体調が良くない場合（発熱や咳、咽頭痛、頭痛などの症状がある場合）

イ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

手洗い・手指消毒・マスクの着用

入館の際は手洗いや手指消毒を徹底し、マスクを着用して利用してください。

十分な換気の確保

講習スペースを使用する場合は、30分に1回以上、数分間程度、二方向の窓

を全開し、窓が一つしかない場合はドアを開けて換気を行ってください。

高頻度に接触する部位の消毒

講習スペース利用後の清掃等の際は、テーブルや椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、貸出物品の消毒作業を行ってください。

利用申出書の提出

感染者の発生に備えて、利用毎に利用申出書を提出してください。

* 利用申出書はあらかじめ記入の上、施設の受付職員に提出してください。